

## 改正後

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A 4)

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】（略）

【11. 延べ面積】（略）

【イ. 建築物全体】（略）

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】（略）

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】（略）

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略）

【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】（略）

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】（ ）（ ）（ ）（ ）

【ル. 住宅の部分】（略）

【ヲ. 老人ホーム等の部分】（略）

【ワ. 延べ面積】・【カ. 容積率】（略）

【12. 建築物の数】～【19. 備考】（略）

（注意）

1～3（略）

4. 第三面関係

①～⑬（略）

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災

## 改正前

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A 4)

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】（略）

【11. 延べ面積】（略）

【イ. 建築物全体】（略）

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（略）

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】（略）

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】（略）

【ホ. 自動車車庫等の部分】～【リ. 貯水槽の設置部分】（略）

（新設）

【ヌ. 住宅の部分】（略）

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（略）

【ヲ. 延べ面積】・【カ. 容積率】（略）

【12. 建築物の数】～【19. 備考】（略）

（注意）

1～3（略）

4. 第三面関係

①～⑬（略）

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災

## 改正後

のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「口」の床面積は、その階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「口」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑪～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「口」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いることとします。

## 改正前

電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「口」の床面積は、その階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「口」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

(新設)

⑭～⑯ (略)

⑰ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「口」並びに11欄の「カ」は、百分率を用い